

平成20年1月31日

(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事に係る条例環境影響評価審査書の公告について (お知らせ)

標記指定開発行為について、川崎市環境影響評価に関する条例(平成11年川崎市条例第48号)第25条の規定に基づき条例環境影響評価審査書を公告いたしましたのでお知らせいたします。

- 1 指定開発行為者
愛知県名古屋市東区泉1丁目23番22号
トヨタホーム株式会社
代表取締役社長 森岡 仙太
- 2 指定開発行為の名称及び所在地
(仮称)黒川はるひ野114街区造成工事
川崎市麻生区はるひ野三丁目5番1及び5番2の一部
- 3 条例環境影響評価審査書公告年月日
平成20年1月31日(木)
- 4 問い合わせ先
東京都千代田区九段南2丁目3番18号
トヨタホーム株式会社 分譲住宅営業部
03-5211-2546

(環境局環境評価室 担当)
電話 044-200-2156

(仮称)黒川はるひ野 1 1 4 街区造成工事に係る条例環境影響評価審査書(概要)

平成 2 0 年 1 月

川崎市

はじめに

(仮称)黒川はるひ野 114 街区造成工事 (以下「指定開発行為」という。) は、トヨタホーム株式会社 (以下「指定開発行為者」という。) が、黒川特定土地区画整理事業区域内の麻生区はるひ野三丁目 5 番 1 及び 5 番 2 の一部の約 4.5 ha の区域において、黒川地区地区計画を踏まえ、宅地の整備及び道路、歩行者専用道路等の公共用地の整備を図るものである。

指定開発行為者は、川崎市環境影響評価に関する条例に基づき、平成 19 年 10 月 5 日に指定開発行為実施届及び条例環境影響評価準備書 (以下「条例準備書」という。) を提出した。

市は、この提出を受けて条例準備書を公告、縦覧したところ、市民等から意見書の提出があったことから、指定開発行為者が作成した条例見解書の提出を受け、これを公告、縦覧した。

本審査書は、これらの結果を踏まえ、条例準備書等の内容を総合的に審査し、作成したものである。

1 指定開発行為の概要

(1) 指定開発行為者

名 称：トヨタホーム株式会社

代表者：代表取締役社長 森岡 仙太

住 所：愛知県名古屋市中区泉 1 丁目 23 番 22 号

(2) 指定開発行為の名称及び種類

名 称：(仮称)黒川はるひ野 114 街区造成工事

種 類：都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為（第 3 種行為）

(川崎市環境影響評価に関する条例施行規則別表第 1 の 1 の項に該当)

(3) 指定開発行為を実施する区域

位 置：川崎市麻生区はるひ野三丁目 5 番 1 及び 5 番 2 の一部

区域面積：約 44,870 m²

用途地域：第一種低層住居専用地域

(4) 計画の概要

ア 目 的

宅地及び公共用地の整備

イ 土地利用計画

土地利用区分		面積 (㎡)	構成比 (%)	備考
宅 地		約 31,720	70.7	181 区画
公 共 用 地	道 路	約 10,090	22.5	
	歩行者専用道路	約 330	0.7	
	ご み 置 場	約 60	0.1	18 か所
	緑 地	約 430	1.0	
	川崎市所有緑地	約 2,240	5.0	黒川池谷戸緑地内
	小 計	約 13,150	29.3	
合 計		約 44,870	100.0	

2 審査結果及び内容

(1) 全般的事項

本指定開発行為は、宅地及び公共用地の整備事業であり、工事中における大気質、騒音、交通安全対策等、周辺の住宅等に対する生活環境上の配慮が求められることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置等に加え、本審査結果の内容を確実に遵守すること。

また、工事着手前に周辺住民等に対する工事説明等を行い、環境影響に係る低減策、関係住民の問合せ窓口等について、周知を図ること。

(2) 個別事項

ア 大気質

建設機械の稼働に伴う大気質の長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.041 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.064 mg/m³で、いずれも環境基準（二酸化窒素：0.04 ppm～0.06 ppmのゾーン内又はそれ以下、浮遊粒子状物質：0.10 mg/m³以下）を満足すると予測している。また、建設機械のピーク稼働時における短期将来濃度（1時間値）の最大値は、二酸化窒素が0.199 ppmで、中央公害対策審議会答申による短期暴露の指針値（0.1 ppm～0.2 ppm）の範囲内にあり、浮遊粒子状物質は0.076 mg/m³で、環境基準（0.20 mg/m³以下）を満足すると予測している。さらに、排出ガス対策型建設機械の使用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の大気質への影響は少ないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う長期将来濃度の最大値は、二酸化窒素（日平均値の年間98%値）が0.041 ppm、浮遊粒子状物質（日平均値の2%除外値）が0.065 mg/m³で、いずれも環境基準を満足すると予測している。さらに、最新排出ガス規制適合車の使用に努め、工事用車両が集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の大気質への影響は少ないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、また、建設機械のピーク稼働時における二酸化窒素の短期将

来濃度が、短期曝露の指針値の上限値に近いことから、窒素酸化物の排出量を低減するため、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底すること。

イ 騒音・振動・低周波音（騒音、振動）

(ア) 騒音

建設機械の稼働に伴う騒音レベルの最大値は、敷地境界付近において 83.4 デシベルで、環境保全目標（85 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低騒音型の建設機械の使用や騒音の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う等価騒音レベルは、ピーク日において 56.5～62.7 デシベルで、予測した 3 地点のうち 1 地点で環境基準（60 デシベル以下）を超えると予測しているが、この地点は現況において既に環境基準を超える状況にあり、工事用車両の走行に伴う増加分は 0.1 デシベルと予測している。これに対し、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していること、沿道における等価騒音レベルが既に環境基準を超えている地点があることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

(イ) 振動

建設機械の稼働に伴う振動レベルの最大値は、敷地境界付近において 60.3 デシベルで、環境保全目標（75 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、低振動型の建設機械の使用や振動の影響の少ない工法の採用に努めるなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

また、工事用車両の走行に伴う振動レベルは、ピーク日において30 デシベル未満～42.1 デシベルで、環境保全目標（昼間：65 デシベル以下、夜間：60 デシベル以下）を満足すると予測し、さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、沿道の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが住宅等に近接していることから、条例準備書に記載した環境保全のための措置を徹底するとともに、工事工程、作業時間、工事用車両の運行時間等について、工事着手前に周辺住民等への周知を図ること。

ウ 廃棄物等（産業廃棄物、建設発生土）

(ア) 産業廃棄物

工事中に発生する産業廃棄物は、廃プラスチック類 3.7 トン、木くず 9.8 トン及びがれき類 136.7 トンで、このうち廃プラスチック類以外の合計 146.5 トンについては有効利用を図ることから、再資源化率は 97.5%になると予測している。これらについては、分別排出を徹底し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正に処理を行うとしている。さらに、極力再資源化ができる方法により処理を行うなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、具体的な再資源化の方法について、その実施内容を市に報告すること。

(イ) 建設発生土

工事中に発生する建設発生土は約 43,400 m³と予測し、そのうちの約 12,100 m³については計画地内の盛土として有効に再利用を図り、それ以外は、処分先を指定して適正に処理するとしている。さらに、搬出運搬に当たっては、荷くずれや飛散等が生じないように、荷台カバーを使用するなどの環境保全のための措置を講ずることから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

この評価は概ね妥当であるが、処理する建設発生土については、再利用等を含めた処理方法について、その実施内容を市に報告すること。

エ 景 観

本計画の実施により、地盤面の変化はほとんどないものの、敷地境界付近の法面がRC擁壁やブロック積擁壁に変化すると予測している。これに対して、擁壁の高さは現在の法面の高さと同じ程度であり、RC擁壁については、周辺の既存の擁壁との連続性に配慮した仕上げとし、北側の住宅地に面する擁壁については直擁壁を避けて前面の角度をできるだけ緩やかなものとしたブロック積にするなどの配慮をすることにより、眺望の変化は小さく、周辺環境との調和が保たれるとしている。

しかしながら、道路境界沿いに本計画による最大高さ5mの連続したRC擁壁等が出現することにより、景観上周辺街区との調和について懸念されることから、周辺住宅街区との更なる調和を図るため、擁壁の配置、規模、形状等について配慮すること。

オ 地域交通（交通混雑、交通安全）

交通混雑については、ピーク日ピーク時間において、工事用車両の走行に伴う交通混雑度は0.075～0.249、交差点飽和度は0.255～0.510で、円滑な交通処理が可能とされる交通混雑度1.0及び交通処理が可能とされる交差点飽和度0.9を下回り、また、無信号交差点における将来予測交通量（横断交通量）は、通行可能な交通量の最大値である最大横断交通量以下になると予測している。さらに、工事用車両が特定の時間帯に集中しないよう、工程等の管理や配車の計画を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

交通安全については、工事用車両が走行する黒川1号線に6か所信号機のない横断歩道があり、また、本計画の工事中には、計画地北東側に小学校及び中学校が開校しているため、一般の歩行者や児童・生徒に対する交通安全への配慮が求められると予測している。これに対

して、運転手に対する安全教育を徹底するとともに、児童・生徒の安全確保のため関係機関と十分に協議し、適切な安全対策を行うなどの環境保全のための措置を講ずるとしている。

これらのことから、周辺地域の生活環境の保全に支障はないとしている。

しかしながら、計画地及び工事用車両ルートが学校や住宅等に近接していることから、工事に当たっては、交通安全対策を最優先するとともに、事前に周辺住民等に対し工事説明等を行い、交通安全対策や工事中の問合せ窓口等について周知を徹底すること。

カ 歴史的文化的遺産

計画地内の周知の埋蔵文化財包蔵地は、黒川特定土地区画整理事業に伴い記録保存のための発掘調査が実施されており、現状では計画地内には遺跡が現存せず、本事業の実施に伴う文化財への影響はないと予測している。さらに、土工事等により、新たな遺跡等が発見された場合には、川崎市教育委員会と遺跡等の保存措置について協議を行い、必要に応じて適切な環境保全のための措置を講ずることから、価値ある歴史的文化的文化財について保全が図られるとしている。

この評価は概ね妥当である。

(3) 環境配慮項目に関する事項

条例準備書に記載した「地球温暖化」、「酸性雨」、「資源」及び「エネルギー」の各項目における環境配慮の措置については、その積極的な取組を図るとともに、具体的な実施の内容について市に報告すること。

3 川崎市環境影響評価に関する条例に基づく手続経過

平成19年10月	5日	指定開発行為実施届及び条例準備書の受理
	10月12日	条例準備書公告、縦覧開始
	11月26日	条例準備書縦覧終了、意見書の締切り 意見書の提出 3名3通
	12月12日	条例見解書の受理
	12月19日	条例見解書公告、縦覧開始
平成20年	1月17日	条例見解書縦覧終了
	1月31日	条例審査書公告、指定開発行為者あて送付